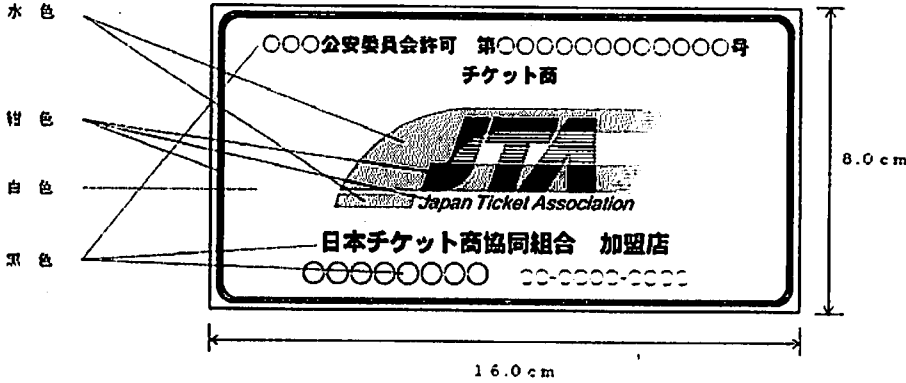


公安委員会 説明資料No. 1	「平成25年度政策評価の実施に関する計画（案）」等について	平成25年3月21日 総務課
1 実施計画等の案について		
<p>(1) 「平成25年度政策評価の実施に関する計画（案）」</p> <p>ア 実績評価方式による評価（実績評価書を作成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年度実績評価書（7つの基本目標及び18の業績目標） <p>イ 事業評価方式による評価（事業評価書を作成）</p> <p>道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）により新設された規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シートベルト装着義務の拡大 ・ 聴覚障害者に対する普通自動車運転時の聴覚障害者標識の表示義務付け ・ 安全運転管理者制度の対象の拡大 <p>ウ 総合評価方式による評価（総合評価書を作成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進 	資料 1	
<p>(2) 「平成25年度実績評価計画書（案）」</p> <p>平成25年度を評価対象とする実績評価について、7つの基本目標及び18の業績目標を記載した計画書を作成。これら業績目標の達成状況については、26年度に実績評価書を作成する。</p>	資料 2	
2 事業評価書の案について		
<p>(1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）により新設された規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月を超えない範囲の期間の使用制限命令を命ずることができる自動車の種類への中型自動車の追加 ・ 中型免許を受けた者に対する運転制限 	資料 3	
<p>(2) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）により新設された規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関以外の特定事業者に対する顧客等の本人確認、取引記録等の保存及び疑わしい取引の届出義務規定の創設 ・ 外国為替取引に係る通知制度の創設 ・ 疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務についての報告徴収、立入検査及び是正命令制度の創設 	資料 4	
<p>(3) 道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）により新設された規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 免許証提示義務の拡大 	資料 5	
<p>(4) 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律（平成19年法律第120号）により新設された規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銃砲刀剣類所持等取締法における両罰規定対象犯罪の拡大 <p>〔評価結果〕</p> <p>これら7つの規制のうち、(1)及び(4)の3つの規制については、有効性及び効率性を十分に検証できるまでには至っていないと評価。(2)及び(3)の4つの規制については、有効性及び効率性が認められると評価。</p>	資料 6	
3 その他		
<ul style="list-style-type: none"> ○ これらの実施計画、評価書等の案については、本年2月8日に第25回警察庁政策評価研究会を開催し、有識者から意見を聴取した上で作成。 ○ 今後、警察庁ウェブサイトでの公表、総務大臣への送付等を予定。 		

1 申請の内容

「日本チケット商協同組合」から、同組合に加盟する古物商（チケット商）が設置する自動販売機（金券類を売却するもの）に掲げる標識の様式について、以下に掲げる特例様式の承認を受けたい旨の申請があった。

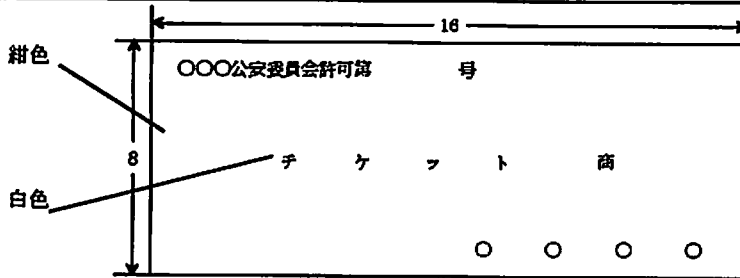


備考

1. 材質は、ポリエチレンテレフタレートとする。
2. 番号は、許可証の番号とする。
3. 下欄には、古物商の氏名又は名称及び連絡先（電話番号等）を記載するものとする。
4. 古物に該当する金券類を提供する自動販売機に掲示するものとする。

2 古物営業法上の標識掲示義務について

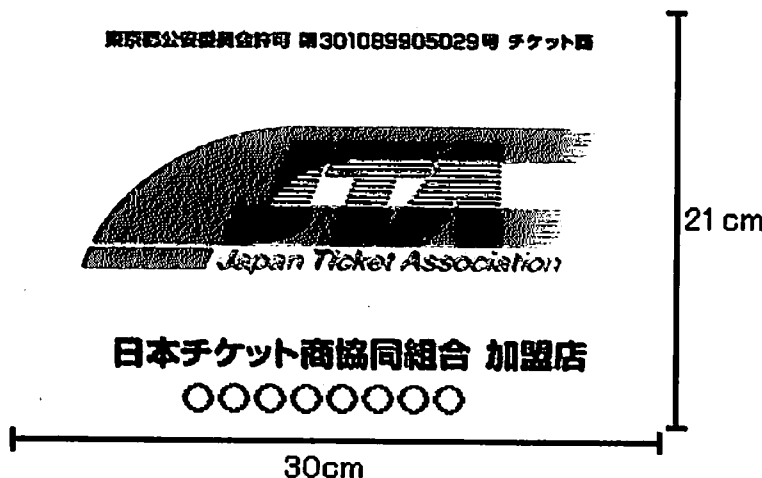
古物商は、営業所（露店を含む。）に、許可業者である旨を表示するために「標識」を掲示しなければならない（古物営業法第12条）。



【古物営業法施行規則で定められた様式】

国家公安委員会は、国家公安委員会が定める団体が当該団体の組合員たる古物商に共通して利用させるものとして、申請に基づき、特例の標識の様式を承認することができる（古物営業法施行規則第12条）。

3 これまで承認された標識の特例様式の例



- ※ 今回の申請に係る様式とほぼ同じデザインのものであるが、左に掲げる特例様式（平成11年承認）を用いた標識は営業所に掲げるものであり、大きさ等が異なる。
- ※ その他承認～（社）日本中古自動車販売協会連合会（平成7年）、全国刀剣商業協同組合（平成8年）

公安委員会 説明資料No. 3	「道路交通法の一部を改正する 法律案」について	平成25年3月21日 交通企画課
--------------------	----------------------------	---------------------

第1 改正案の概要【別添1】

- 1 一定の病気等に係る運転者対策の推進を図るための規定の整備
 - (1) 免許を受けようとする者等に対する一定の病気（自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものをいう。以下同じ。）等に該当するかどうかの判断に必要な質問等に関する規定の整備
 - (2) 一定の病気等に該当する者を診察した医師による診察結果の届出に関する規定の整備
 - (3) 一定の病気等に該当する疑いがある者に対する免許の効力の停止に関する規定の整備
 - (4) 一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された場合における再取得した免許に係る免許証の有効期間に関する規定の整備
 - (5) 一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された場合における免許の再取得に係る試験の一部免除に関する規定の整備
- 2 悪質・危険運転者対策の推進に関する規定の整備
 - (1) 無免許運転等に対する罰則の引上げ
 - (2) 無免許運転幫助行為に対する罰則規定の整備
 - (3) 取消処分者講習に関する規定の整備
- 3 自転車利用者対策の推進に関する規定の整備
 - (1) 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定の整備
 - (2) 自転車の検査等に関する規定の整備
 - (3) 路側帯の通行に関する規定の整備
- 4 その他
 - (1) 環状交差点における車両等の交通方法の特例に関する規定の整備
 - (2) 放置違反金の収納事務の委託に関する規定の整備
- 5 施行期日
公布の日から1年以内（2(1)及び(2)並びに3(2)及び(3)については6月以内、4(1)については1年6月以内、1(4)及び3(1)については2年以内。）に施行

第2 「道路交通法改正試案」に対する意見の募集の結果【別添2】

本年2月15日から28日までの間、「道路交通法改正試案」に対する意見を募集した結果、総数586件の意見があった（概要は別添2参照）。

第3 政策評価法に基づく事前評価の実施【別添3】

政策評価法の規定に基づき、今回の改正で新設する規制について、規制の費用・便益を代替案と比較し、改正案を選択することが妥当であるとの結論を得た旨の評価書を作成

第4 今後の予定

平成25年3月29日（金） 閣議決定

1 交通安全業務計画の作成

(1) 作成の根拠

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第24条の規定により、指定行政機関（国家公安委員会、警察庁ほか14機関）の長が、交通安全基本計画に基づき、その所掌事務に関し、毎年度、

- ① 交通の安全に関し、指定行政機関が講ずべき施策
- ② 都道府県等が講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項

について定めるもの。

(2) 報告及び通知

指定行政機関の長は、作成した交通安全業務計画について、内閣総理大臣に報告するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

2 平成25年度国家公安委員会・警察庁交通安全業務計画（案）概要

第1章 計画の目的及び実施の方針

- 交通安全対策基本法及び第9次交通安全基本計画に基づき、「平成27年までに交通事故死者数を3,000人以下」とする政府目標の達成に向け、本業務計画に記載した施策を推進する。

第2章 国家公安委員会及び警察庁が交通安全に関し講ずべき施策

- 第1 道路交通環境の整備
- 第2 交通安全思想の普及徹底
- 第3 安全運転の確保
- 第4 道路交通秩序の維持
- 第5 高速道路における諸対策の推進
- 第6 救助・救急活動の充実
- 第7 被害者支援の推進
- 第8 交通事故分析の高度化等及び道路交通の安全、円滑等に関する研究の推進
- 第9 水上交通の安全

第3章 都道府県交通安全実施計画の作成の基準となるべき事項

- 交通安全対策基本法第25条第3項に基づき都道府県が作成する都道府県交通安全実施計画の作成の基準となるべき事項として、第2章に掲げる施策を都道府県の実情に応じて具体的に敷えんすることが望ましい施策とした。

1 「国家公安委員会・警察庁国民保護計画」の概要

「国家公安委員会・警察庁国民保護計画」（以下、「国民保護計画」という。）は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第1項の規定に基づき、平成17年10月28日に作成。

国民保護計画においては、武力攻撃事態等又は緊急対処事態に際して実施する措置を規定。

- 国家公安委員会が実施する事項
 - ・ 内閣総理大臣の指揮への対応
 - ・ 交通規制に関する指示
- 警察庁及び都道府県警察が実施する事項
 - ・ 警報等に係る措置、住民の避難
 - ・ 被災者の捜索及び救出
 - ・ 生活関連等施設の安全確保

2 変更の趣旨

東日本大震災における反省・教訓を踏まえ、大規模災害発生時における広域的な部隊派遣態勢を拡充するため、警察災害派遣隊設置要綱により、災害発生直後に派遣する「広域緊急援助隊」に、長期にわたる対応が必要な場合に派遣する部隊等を加えた「警察災害派遣隊」を編成した。これに伴い、国民保護計画について、関係箇所を変更するもの。

3 変更の内容

第2章第2節4（2）中「広域緊急援助隊」を「警察災害派遣隊」に改め、同節4（6）中「広域緊急援助隊」を「警察災害派遣隊」に改める（新旧対照表（裏面）参照）。

4 今後の予定

- (1) 官報及びホームページ掲載による公表
- (2) 都道府県知事への通知

公安委員会	「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費	平成25年3月21日
説明資料No. 6	負担に関する検討会」最終取りまとめについて	給与厚生課

1 本検討会の設置経緯等について

- 犯罪被害者等施策推進会議（国家公安委員会委員長等の閣僚等により構成。会長は官房長官）の下に設置（第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）により設置が決定）
- 犯罪被害者等に対する臨床心理士等によるカウンセリング等心理療法の費用の公費負担について検討
- 小西聖子武蔵野大学人間科学部教授（座長）等有識者及び内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、文部科学省の局長級職員により構成
- 本年1月、最終取りまとめを決定

2 最終取りまとめについて

- 犯罪被害者等に対する心理療法・カウンセリングのニーズの高さ、必要性及び有効性を確認
- 既存の機関・団体が提供する心理療法・カウンセリングが一層充実したものとなるための措置が執られるべき
- 心理療法・カウンセリング費用の公費負担について、例えば犯給制度においてカウンセリング給付金（仮称）を新設するなど法制度として整備することが必要と認められるが、その前提として、制度の対象として相当な心理療法・カウンセリングの範囲等を明らかにすることが不可欠であり、このための研究会の設置を提言
- 関連学会等において、PTSDの専門治療についての実証研究が推進され、犯罪被害者のため広く普及されていくことを期待

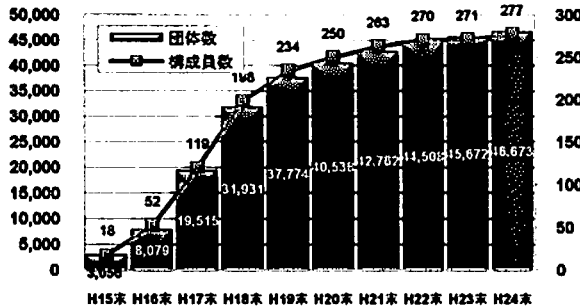
3 今後の予定について

3月末までに犯罪被害者等施策推進会議において、最終取りまとめに従った施策の実施を推進する旨決定した後、内閣府により公表される予定。

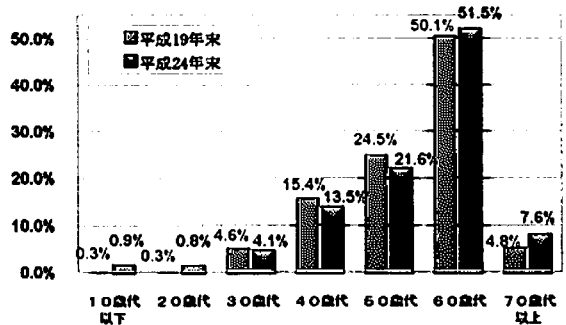
1 防犯ボランティア団体の状況（平成24年12月末現在）

- 団体数 46,673 団体（前年比+1,001 団体、+2.2%）
- 構成員数 2,773,597 人（同+59,629 人、+2.2%）
- 60歳以上の団体が全体の59.1%を占め、60歳以上の団体及び20歳代以下の団体の割合が高まっている。
- 被災三県の仮設住宅で団体結成がなされたが、構成員数は震災前を下回る。

防犯ボランティア団体・構成員の推移



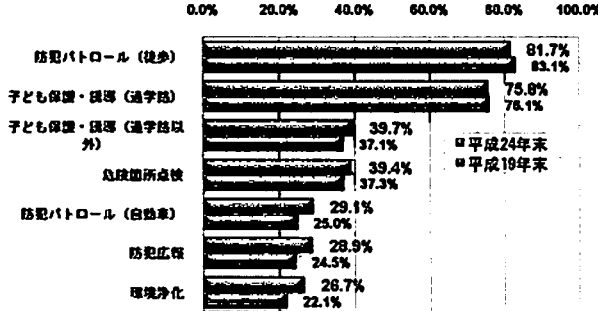
構成員の平均年代別団体数比



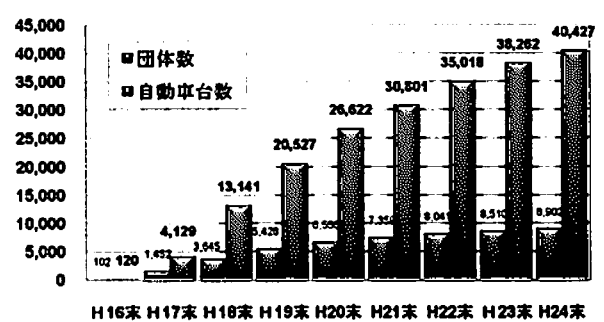
2 活動内容

- 防犯パトロール、子ども保護・誘導のほか、危険箇所点検、防犯広報、環境浄化等の広範な活動。「1か月に10日以上」、「夜間」に活動する団体は、それぞれ47.4%、42.9%。
- 青色回転灯装備車は、8,902 団体（前年比+392 団体、+4.6%）、40,427 台（同+2,165 台、+5.7%）が活動。

防犯ボランティア団体の活動内容



青色回転灯装備車の状況



3 効果的な活動事例

- 通学路の危険箇所点検と道路整備への活用（岐阜県）
- 児童・歩行者への防犯・交通事故防止啓発（島根県）
- 大学生が振り込め詐欺被害防止を呼び掛け（東京都）
- 高齢者宅の訪問と悪質商法等への注意喚起（千葉県）



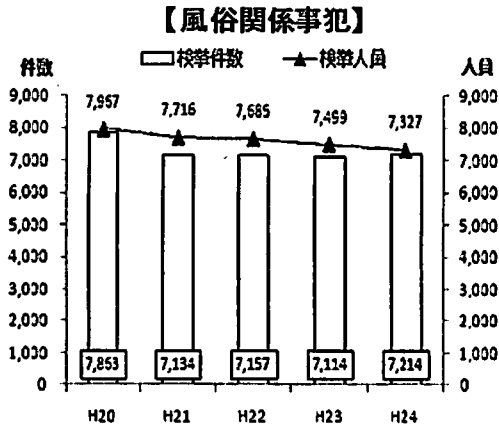
4 警察の取組

- 防犯ボランティアフォーラム開催
- 内閣総理大臣表彰、警察庁長官・全防連会長表彰等



1 風俗関係事犯の取締状況

1～
13頁



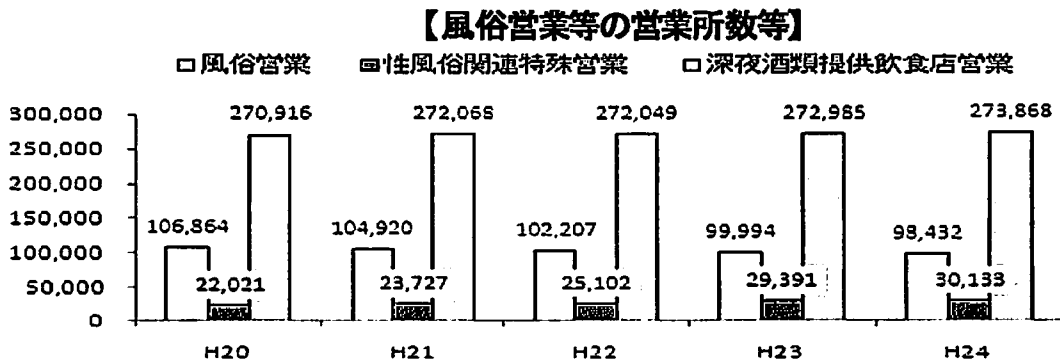
	H24		H23		増減	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
風営法違反	2,682	3,212	2,672	3,402	10	-190
売春防止法違反	1,079	701	1,138	675	-59	26
わいせつ事犯	3,334	2,877	3,084	2,761	250	116
遊技機使用賭博事犯	82	453	71	453	11	±0
公営遊技関係法令違反	37	84	149	208	-112	-124
合計	7,214	7,327	7,114	7,499	100	-172

- わいせつ事犯の検挙件数の増加が顕著(前年比+250件)
- 民家を仮装、エステを標榜するなどした違法性風俗店の潜在化
- 賭博店の要塞化
- 依然として高い暴力団関与(全検挙件数の約11%)

2 風俗営業等の営業所数等及び行政処分の状況

(1) 許可・届出数

14～
21頁



- 風俗営業の許可営業所数は27年連続で減少(平成20年比-8,432件)
特に、まあじやん営業(同-2,470件)、料理店・カフェ等(同-2,115件)、ゲームセンター等営業(同-1,956件)、キャバレー等(同-894件)、ぱちんこ営業(同-788件)の減少が顕著。一方、ぱちんこ営業・ゲームセンター等営業1店舗当たりの遊技機台数は増加
- 性風俗関連特殊営業の届出数は6年連続で増加(同+8,112件)
特に派遣型ファッションヘルス等営業の増加が顕著(同+5,026件)
- 深夜酒類提供飲食店営業の届出数は、ほぼ横ばい(同+2,952件)

(2) 行政処分の状況

22～
23頁

- 行政処分件数は8,854件で、ほぼ横ばい(平成20年比-10件)
許可の取消し・廃止命令等169件、営業停止命令等538件、指示処分8,147件

公安委員会	サイバーセキュリティ有識者コミュニティ	平成25年3月21日
説明資料№ 9	との新たな官民協力関係の構築について	情報技術解析課

1 概要

サイバー空間の高まる脅威に対して、適切に対処するためには、民間の技術的知見の活用が不可欠であることから、この度、情報技術に係る情報の提供等に関する協力を行う旨の協定を締結することとなったもの。

2 協定の締結

(1) 締結先

社団法人 日本生活問題研究所

サイバーセキュリティ支援専門部会

(Community of Cyber Watches:CCW)

部会長：田中 英彦（情報セキュリティ大学院大学学長）

部会員：サイバーセキュリティ有識者

(2) 締結予定日

平成25年3月22日（金）

3 主な協力内容

- (1) 技術レポートの提供等を通じた技術的な予兆・分析情報の提供
- (2) 人材育成への助言
- (3) 分析技術等の調査研究への協力
- (4) 警察庁の上席技術者^{注)}等との技術的知見の交換

注) 対象分野において特に優れた技術力を有する職員（情報通信局の指定）